

3-4. 政府交付金

3-4-1. 政府負担の考え方—政府負担の構造

政府交付金は、財源別に連邦、州、地方の3つに大別できる。前節（「3-2. 収支構造」）でも触れたように、政府交付金が大学の収支に占める割合は州立と私立では大きく異なり、前者では5割以上を占める（51.0%）のに対して、後者は2割に満たない（16.4%）。さらに、財源別比率も州立と私立によって異なっており、連邦、州、地方からの政府交付金の合計を100とした場合、州立では政府交付金の7割が州からのものであるのに対して、私立では連邦からの交付金が8割以上を占め、州からの交付金は1割に過ぎない（比率はいずれも1995年）。

設置者別に政府交付金の比率の違いが生じるのは、政府負担における基本的考え方が異なるためである。合衆国憲法の規定（修正第10条）により教育は州の専管事項とされており、「国民の福祉の向上」を謳った同憲法の「一般福祉条項」（第1節第8条）に基づいて行われる連邦政府による援助は、もっぱら国全体の利益になると連邦政府が見なし、援助対象については州立も私立も差別無しに行う政策が伝統的に採られてきた。したがって、連邦の政府交付金は、基本的に特定の機関を維持するという目的ではなく、原則として研究費援助及び就学援助（奨学金）という形で行われる間接援助（個人補助）として交付される。⁹

一方で、教育に関する基本的権限を持つ州は、州立大学を維持する責任を有する。このため州の交付金は、大学の中心的機能である教育経費、研究経費、公共サービスに関する経費、図書館整備等の教育研究支援経費、学生の課外活動やカウンセリング等の学生サービス経費、管理経費等を含めた一般経費を負担することを目的とする。¹⁰ 私立大学への援助については、ニューヨーク州のように使途を特定しない補助金を出す場合もあるが、こうした例は一般的ではない。¹¹ 州から私立大学への交付金あるいは補助金は、通常、特定の教育・研究事業の経費として支出される。

3-4-2. 州政府による高等教育予算の配分

州の高等教育財政の仕組みは、州によって極めて多様であって、一概に述べることは困難である。財政制度の仕組みにおける多様さは、一つに、「2. 大学の設置形態」でもみたように、州立大学の管理運営の仕組みが州によって異なることによる。州立大学による州政府への予算請求は、基本的にはその最終的な意思決定機関である大学理事会（あるいはその承認を得た総長や学長）によって行われるが、実際の仕組みは大学理事会の所管対象（各キャンパスか、あるいは大学システムか）及び調整委員会の有無及びその権限によって、複数のパターンに分類される。

州高等教育政策責任者協議会（SHEEO）によると、調整委員会を置く24州のうち、14州の調整委員会は予算編成における一定の権限を有するとされる。¹² これらの州では、調整委員会が各州立大学及び大学システムの要求をとりまとめて、州政府に予算請求を行う。さらに、調整委員会は設けられていないが、州内の高等教育機関が1～2の大学システムに編成され、これを1つあるいは2つの大学理事会が統括している（Aパターン及びBパターン）

24 州については、大学理事会が所管する州立大学の要求を一括して請求を行う。

残りの 12 州については、各大学（キャンパス）あるいは大学システムの大学理事会が、州政府に対して予算請求を行う。ただし、このような州においても、すべての州立大学が複数ある大学システムのいずれかに含まれていたり（カリフォルニア州など）、調整委員会が定める算定方式に則って予算（請求額）が決定されるため、州立大学間での調整や州政府との協議の余地が少ない場合（テキサス州など）がある。このため、個別の州立大学（キャンパス）が、州政府と交渉して予算を獲得するというケース（例えば、ミシガン州）は少ないものと見られる。¹³

3-4-3. 州高等教育予算の算定・配分の方法

各州の高等教育財政が多様であることのもう一つの要因は、配分額の決定方法の多様さである。州の高等教育予算は、基本的には、学生数を基準にした積算方式が採られているといわれている（学生数の増減に応じて、教職員数や予算額が増減）。¹⁴ しかし、学生数を基準としつつも、教育や研究、公共サービスなど、経費の種類によって算出方法は異なる。

州高等教育政策責任者協議会（SHEEO）の調査（1996 年）によると、州立大学に対する州の予算の配分や必要経費の算出に一定の計算式を用いる算定・配分方式（formula funding）を採用しているところは、1996 年時点で 30 州ある。このほか、連邦教育省や全国的な高等教育関係団体の公表データから他州の州立大学に関する情報を精選し、これを予算算定の基準あるいは参考にする方法や、実施している州は少ないものの大学の活動状況に関する評価の結果を予算の算定・配分に方法もある。これらの方法は、計算式に基づく算定・配分方式と併用される場合が多い。¹⁵

一定の計算式に基づく予算や必要経費の算定方法は、通常、経常経費の中の一般経費について用いられ、教育、研究、公共サービス等の分野別に計算式が定められている。州の高等教育予算は、一定の計算式に基づいて算出されるもの以外に、事業経費や病院経費、さらには個別の事業ごとに計上される予算が含まれる。したがって、こうした方法に基づいて算出される額は、州立大学の運営経費の最も基礎的な部分として位置づけられる。

3-4-4. 分野別経費の算定・配分方式

一定の計算式を用いて一般経費の各分野の経費を算定・配分する例として、次のようなものがある。¹⁶

① 教育

教育に関する経費は州高等教育予算のなかで最大の支出分野であり、多くの州で一定の計算式に基づく算定・配分方式が用いられている（1996 年時点で 29 州）。通常、算定においては、州内の各州立大学の役割、課程のレベル（学部段階か、大学院段階か等）、学問分野などを考慮して、算定に用いる定数や基礎額が決定されるのが一般的である。このため、教育にかかる予算については、通常、定数や基礎額が異なる複数の計算式が設けられている。算定における基準は、提供される単位（コース）の数あるいはフルタイム換算教員数 1 人当たり

フルタイム換算学生数が用いられる場合が多い。

[例] 分野別教員定数×分野別平均教員給与¹⁷

②研究

州は一般経費の一部として研究に関する経費を州内の各州立大学に配分しているが、州立大学が研究活動に充てる経費において州による配分額が占める比率は小さく、研究に関する経費について一定の算定・配分方式を採用している州も半数を下回る(1996年時点で17州)。教育に関する経費と同様、フルタイム換算教員数1人当たりフルタイム換算学生数等を基準とし、各州立大学の役割、課程のレベル、学問分野などを考慮して、計算式が決められている。また、前年度の外部資金(連邦政府などが支給する研究費)に定数を積算したり[例2]、他の支出項目の経費に定数を積算し、これに前年度の外部資金に定数を積算したものを加えて算出する[例3]など、前年度の実績に応じた配分方法が採られている場合もある。このほか、各大学の研究活動の規模を勘案した方法や、学部学科ごとに定めた比率で研究職の数を計算し、それに一定の給与額を積算するなどの方法を探る州もある。

[例1] \$ 828 × フルタイム換算教員数 (テキサス州)

[例2] a% × 外部研究資金(前年度)

(定数aについて、ケンタッキー州では5、サウスカロライナ州では30とされている)

[例3] 2% × (教育経費+教育研究支援経費) + 5% × 外部研究資金(前年度) (アラバマ州)

③公共サービス

公共サービスに関する経費を一定の計算式に基づいて算定・配分している州は少ない(1996年時点で12州)。一般経費における他の支出項目の経費に定数を積算して算出する方法[例1]のほか、学問分野ごとに公共サービス要員数を決め、それに給与を積算する方法や、前年の公共サービス外部資金に一定比率をかける方法を探る州[例2]もある。

[例1] 2% × (教育経費 + 教育研究支援経費) (アラバマ州)

[例2] 25% × 公共サービス外部資金(前年度) (サウスカロライナ州)

④教育研究支援

教育研究支援に関する経費は、図書館、博物館、コンピュータ等のメディア・技術関係等の整備・拡充に充てられるものである。この経費の算定において、一定の計算式を設けている州は、教育分野と同様、半数以上に上る(1996年時点で29州)。経費の算定においては、課程のレベルごとに定められた1単位当たり基礎額から算定するなど、各州立大学の役割、課程のレベル、学問分野などが考慮されるが、一般経費における他の支出項目の経費に定数を積算して算出したり、図書館については、アメリカ図書館協会や大学研究図書館協会が定めた基準に沿った方式を探る州もある。

[例] a% × 教育経費

⑤学生サービス

学生サービス経費とは、学生に対するカウンセリングや課外活動、学生担当部局等の経費である。半数の州では学生サービス経費に関して一定の算定・配分方式を採用している。教育や研究あるいは教育研究支援に比べると、算定において学問分野や大学の役割は考慮され

ず、学生数（頭数）の多少が経費算定における最大の要因となっている。

[例] \$181,591 (基礎額) + \$73.3 × 学生数 (最初の 1.2 万人) + \$81.40 × 学生数 (次の 1.2 万人) + \$260.12 × (残り) (テキサス州)

⑥管理運営

管理運営に関する経費は、大学の管理運営部門における事務経費である。半数の州では管理運営経費に関して一定の計算式に基づく算定・配分方式を採用している。管理運営経費を除く一般経費の合計に定数を積算したり、基礎額に機関の規模を反映させて、学生数に応じた額を加える等の方法が採られている。

[例 1] a% × 管理運営経費を除く一般経費の合計

[例 2] \$430,602 (基礎額) + (\$137.16 × 学生数 (最初の 0.8 万人) + \$179.23 × 学生数 (次の 1.7 万人) + \$197.75 × (残り))
+ 2.7185% × 研究経費 (テキサス州)

⑦奨学金

奨学金のほとんどは連邦奨学金であり、州による奨学金の占める比率は小さく、奨学金に関して計算式を用いた経費の算定・配分を行っているのも一部の州のみである。奨学金経費の算定は、授業料収入に一定比率を積算する方法が一般的である。

[例] a% × 授業料収入

⑧施設設備

施設設備に関する経費とは、校舎やその他の研究施設、グラウンド等の運営、維持、修繕に要する経費である。多くの州では、この経費に関して一定の計算式に基づく算定・配分方式を採用している(1996 年時点で 30 州)。通常、この経費は、対象となる建物や施設の種類、規模(面積)などに応じて複数の算定式を設け、その合計として算出される。

[例] a ドル × 鉄筋建物面積 + b ドル × 煉瓦・石造り建物面積